

予定価格事前公表の拡大について（建設工事）

郡上市では、一部の土木工事等の工種において予定価格の事前公表を行ってきましたが、入札事務の透明性を高め、入札不調が減少し適切な発注時期の確保及び工事着手の迅速化が見込めること、再入札手続きによる事業者及び発注者の負担の軽減が図れること、落札価格の高止まり等への影響を検証することを目的に、令和8年7月1日以降に入札公告または入札執行通知を行う案件から予定価格の事前公表対象範囲を拡大します。

1. 改正の内容

土木工事、舗装工事等の一部工種のみ予定価格の事前公表を行っていましたが、原則すべての工種を対象に予定価格の事前公表範囲を拡大します。ただし、土木工事等で予定8,000万円以上の案件は事後公表とします。

改正前

	土木工事等の一部案件	左記以外の案件
公表時期	予定価格事前公表 (予定価格8,000万円以上は 事後公表)	予定価格事後公表



改正後

	土木工事等の一部案件	左記以外の案件
公表時期	予定価格事前公表 (予定価格8,000万円以上は 事後公表)	<u>予定価格事前公表</u>